

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）
- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）
- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）

- ・ 商工組合への組織変更認可（97 条 2 項）
- ・ 株式会社への組織変更の届出（100 条の 11）

（4）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平 11 法 18）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく課税の特例に係る特定新規中小企業者の確認事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

（5）中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平 18 法 33）

我が国製造業の国際競争力の強化や新事業の創出に資するため、都道府県と連携し地域ニーズに対応した、ものづくり支援の在り方について検討する。

（6）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平 20 法 33）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく支援措置に係る認定事務については、都道府県に移譲する方向で検討を進める。

（7）商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平 21 法 80）

商店街の活性化を図るため、地域コミュニティの形成に向け、市町村との連携強化を検討する。

（8）産業競争力強化法（平25法●）

産業競争力強化法第 126 条の規定に基づき定められる中小企業の事業の再生の支援に関する指針において、国及び地方公共団体の役割を明確化するとともに、相互に連携して取り組む。

【国土交通省】

（1）中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない事業協同組合等であって地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・特定共済組合が他の事業を行う場合の承認（9条の2第7項）
- ・事業協同組合の組合員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の2の2）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の事業の利用の認可（9条の2の3）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の認可（9条の6の2第1項）
- ・事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の6の2第4項）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する立入検査等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する業務改善命令（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）306条）
- ・共済事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合の共済代理店に対する登録の取消し等（9条の7の5第1項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・特定共済組合連合会が他の事業を行う場合の承認（9条の9第4項）
- ・協同組合連合会の会員と取引関係にある事業者との団体協約締結に係る協議のあっせん又は調停（9条の9第5項において準用する9条の2の2）
- ・協同組合連合会の組合員以外の事業の利用の特例（9条の9第5項において準用する9条の2の3）
- ・協同組合連合会の共済規程の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第1項）
- ・協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の認可（9条の9第5項において準用する9条の6の2第4項）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する立入検査等（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）305条）
- ・協同組合連合会の共済代理店に対する業務改善命令（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）306条）

- ・協同組合連合会の共済代理店に対する登録の取消し（9条の9第5項において準用する保険業法（平7法105）307条1項3号）
- ・中小企業等協同組合の設立の認可（27条の2第1項）
- ・中小企業等協同組合の役員の変更の届出（35条の2）
- ・中小企業等協同組合の組合員による臨時総会の招集の承認（48条）
- ・中小企業等協同組合の定款の変更の認可（51条2項）
- ・一部の中小企業等協同組合の余裕金運用の制限の緩和の認可（57条の5）
- ・特定共済組合及び特定共済組合連合会の経営の健全性を判断するための基準の策定（58条の4）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の意見書の写しの提出（58条の7第2項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人に対する意見書の写しについての説明要請等（58条の7第3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済計理人の解任の命令（58条の8）
- ・中小企業等協同組合の解散の届出（62条2項）
- ・責任共済等の事業を行う組合の解散の認可（62条4項）
- ・中小企業等協同組合の合併の認可（66条1項）
- ・中小企業等協同組合に解散を命じた際の登記の嘱託（96条5項）
- ・中小企業等協同組合の不服の申出に対する措置（104条）
- ・中小企業等協同組合への請求に基づく業務又は会計の状況の検査（105条）
- ・一部の中小企業等協同組合の決算関係書類の提出（105条の2第1項及び2項）
- ・中小企業等協同組合の報告の徴収（105条の3第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の立入検査等（105条の4第1項から4項）
- ・中小企業等協同組合の法令等の違反に対する措置（106条1項から3項）
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の共済事業に係る監督上の措置（106条の2（3項を除く））
- ・共済事業を行う中小企業等協同組合の届出（106条の3）

（2）土地改良法（昭24法195）

土地改良法に基づく国営土地改良事業により造成された施設のうち、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設に関する維持・管理・更新（財産権・水利権

等を含む。)に係る事務については、都道府県から移譲の発意があった場合、土地改良長期計画、東日本大震災の復旧・復興における国の役割、地方からの意見等を踏まえ、国、都道府県、施設管理者を含めた三者協議を行い、協議が整ったものについて、必要に応じて財源措置のあり方等について検討を行った上で移譲する。

(3) 道路運送法(昭26法183)

(i) 以下に掲げる事務・権限については、希望する市町村への移譲を基本とし、事務・権限の移譲を希望しない市町村の区域については、希望する都道府県にも移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・自家用有償旅客運送に係る登録(79条)
- ・自家用有償旅客運送に係る登録の実施(79条の3)
- ・自家用有償旅客運送に係る登録の拒否(79条の4)
- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録(79条の6)
- ・自家用有償旅客運送に係る変更登録(79条の7第1項)
- ・自家用有償旅客運送に係る変更登録の実施(79条の7第2項)
- ・自家用有償旅客運送に係る軽微な事項の変更の届出(79条の7第3項)
- ・自家用有償旅客運送に係る届出内容の登録簿への登録(79条の7第4項)
- ・自家用有償旅客運送に係る是正措置命令(79条の9第2項)
- ・自家用有償旅客運送に係る事故の報告の届出(79条の10)
- ・自家用有償旅客運送に係る業務の廃止の届出(79条の11)
- ・自家用有償旅客運送に係る業務の停止命令及び登録の取消し(79条の12)
- ・自家用有償旅客運送に係る有効期間の満了、業務の廃止届出又は登録の取消しによる登録の抹消(79条の13)
- ・自家用有償旅客運送に係る聴聞の特例(90条)
- ・自家用有償旅客運送に係る報告、検査及び調査(94条1項、3項、5項及び6項)

また、法人格のある団体に限定されている実施主体の弾力化を図る、地域住民等に限定されている旅客の範囲の拡大を図るなど、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家用有償旅客運送を実現することができるよう、

所要の措置を講ずる。

(ii) 以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については別紙を基本とする。

- ・自動車道事業（一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。以下同じ。）に係る工事施行の認可申請期間の伸長（50条3項）
- ・自動車道事業に係る工事方法の変更の認可の一部（54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な工事方法の変更に係る届出（54条3項）
- ・自動車道事業に係る工事の完成の期間の伸長（56条2項において準用する50条3項）
- ・自動車道事業に係る供用約款の設定又は変更の認可（62条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な事業計画の変更に係る届出（66条3項）
- ・自動車道事業に係る構造又は設備の変更の認可の一部（67条において準用する54条1項）
- ・自動車道事業に係る軽微な構造又は設備の変更に係る届出（67条において準用する54条3項）
- ・自動車道事業に係る事業改善の命令（70条）
- ・自動車道事業に係る事業の休止の許可（70条の3第1項）
- ・自動車道事業に係る公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令（72条において準用する30条4項）
- ・自動車道事業に係る報告、検査及び調査（94条1項、3項及び5項）

(4) 中小企業団体の組織に関する法律（昭32法185）

以下に掲げる事務・権限（一の都道府県の区域を超えない協業組合等であつて地方運輸局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。）については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・協業組合の事業転換の認可（5条の7第2項）
- ・協業組合の設立の認可（5条の17第1項）
- ・公正取引委員会の請求（5条の22）

- ・協業組合の役員の変更届出、組合員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の認可（5条の23第3項）
- ・協業組合の解散の届出、合併の認可（5条の23第4項）
- ・協業組合の解散登記の嘱託（5条の23第5項）
- ・協業組合の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算書類の提出、法令違反に対する処分（5条の23第6項）
- ・商工組合の地区を特別の地区とする旨の承認（9条）
- ・商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可（17条の2第1項）
- ・商工組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特別認可（33条）
- ・商工組合及び商工組合連合会の設立の認可（42条1項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の役員の変更届出、組合員・会員による臨時総会の招集の承認、定款の変更の認可、余裕金運用の制限の緩和の許可（47条2項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散の届出、合併の認可（47条3項）
- ・商工組合及び商工組合連合会の解散登記の嘱託（54条）
- ・主務大臣の命令（67条）
- ・商工組合等に対する解散命令（69条1項から3項）
- ・商工組合等の解散命令の官報掲載（69条4項）
- ・商工組合等の不服の申出に対する措置、請求に基づく会計状況の検査、決算関係書類の提出（71条）
- ・商工組合等からの報告の徴収（92条）
- ・商工組合等に対する立入検査（93条）
- ・協業組合への組織変更認可（95条4項）
- ・事業協同組合への組織変更の届出（96条8項）
- ・商工組合への組織変更認可（97条2項）
- ・株式会社への組織変更の届出（100条の11）

（5）自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平13法57）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意（5条4項）
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意（7条2項）
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知（8条2項）
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知（9条3項）
- ・自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出（13条3項）
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査（21条2項）
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知（22条1項）
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知（22条2項）
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意（23条2項及び3項）
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意（24条2項）

（6）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59）、道路運送法（昭26法183）、自動車運送事業に対する助成（地域公共交通確保維持改善事業）

地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。

（7）直轄道路及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施、直轄道路及び直轄河川の管理に関する許認可等（調整中）

【環境省】

（1）土壤汚染対策法（平14法53）

以下に掲げる事務・権限については、都道府県に移譲する。

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 指定調査機関（一の都道府県の区域内のみで調査業務を行うものに限る。以下同じ。）の指定（3条1項）
- ・ 指定調査機関の変更届出（35条）
- ・ 指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令（36条3項）
- ・ 指定調査機関の業務規程の届出又は業務規程変更の届出（37条1項）
- ・ 指定調査機関に対する適合命令（39条）
- ・ 指定調査機関の業務廃止届出（40条）
- ・ 指定調査機関の指定の取消し（42条）
- ・ 指定調査機関の指定等の公示（43条）
- ・ 指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（54条5項）

（2）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平17法51）（経済産業省及び国土交通省と共管）

特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、指導・助言、報告徴収及び立入検査については、都道府県への移譲について検討を進める。

（3）石綿による健康被害の救済に関する法律（平18法4）

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の受付及び経由を行う者として指定を希望する地方公共団体については、積極的に指定する。

3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し

【内閣府】

（1）災害対策基本法（昭36法223）（総務省と共管）

指定都市をはじめとする市が、都道府県内市町村への応急救助や応援を行う等により都道府県規模の防災対策において主導的・重要な役割を果たすこととしている場合は、都道府県防災会議の委員（14条5項）にこれらの市の長を位置付けることが有効と考えられることを、各都道府県に通知する。

【外務省】

(1) 旅券法（昭 26 法 267）

一般旅券発給の申請の受理及び交付等に関する事務については、これまで条例による事務処理特例制度を活用した指定都市をはじめとする市町村（以下、指定都市等という。）への権限移譲が行われてきたことを踏まえ、適正な事務処理が行われることを担保しつつ、都道府県が指定都市等への移譲を引き続き積極的に進めていくことができるよう、その活用について周知及び情報提供を行う。

また、次世代の旅券発給のあり方に係る今後の検討において、現在の旅券発給体制における国と地方公共団体の役割分担の見直しを含め更に議論を行う中で、指定都市等の事務のあり方についても検討を行う。

【文部科学省】

(1) 学校教育法（昭 22 法 26）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・市町村の設置する高等学校及び中等教育学校の設置廃止等の認可（4条1項2号）
- ・市町村の設置する広域通信制課程の高等学校の認可に係る文部科学大臣への届出（54条3項）

(2) 市町村立学校職員給与負担法（昭 23 法 135）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・市町村立小中学校等の職員の給与等の負担（1条）

(3) 文化財保護法（昭 25 法 214）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・史跡名勝天然記念物の仮指定（110条1項及び2項）
- ・史跡名勝天然記念物の仮指定の解除（112条1項）
- ・重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導（187条1項及び2項）
- ・文化庁長官等に提出すべき書類等の経由（188条1項から3項）

（4）博物館法（昭26法285）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・博物館の登録（10条）
- ・博物館の登録申請の受理（11条1項）
- ・博物館の登録要件の審査（12条）
- ・博物館の登録事項等の変更（13条1項及び2項）
- ・博物館の登録の取消し（14条1項及び2項）
- ・博物館の廃止（15条1項及び2項）
- ・規則への委任（16条）
- ・博物館に相当する施設の指定（29条）

（5）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・県費負担教職員定数の決定（41条1項及び2項）

（6）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭33法116）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・市町村立小中学校等の学級編制基準の決定（3条2項及び3項）

（7）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）（厚生労働省と共管）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3条1項、3項、7項及び4条1項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3条5項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3条8項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3条9項）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7条）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）」による改正後の条項。

【厚生労働省】

（1）児童福祉法（昭22法164）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 指定障害児通所支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（21条の5の25第2項1号及び3項から5項）
- ・ 指定障害児通所支援事業者に対する報告等（21条の5の26第1項から4項）
- ・ 指定障害児通所支援事業者に対する勧告、命令等（21条の5の27第1項から4項）
- ・ 指定障害児入所施設（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。）の業務管理体制の届出の受理等（24条の19の2において準用する21条の5の25第2項1号、3項から5項、21条の5の26第1項から4項及び21条の5の27第1項から4項）

（2）医療法（昭23法205）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、病院の開設の許可については、例えば指定都市と都道府県が協議することとする等、指定都市と都道府県の間での情報の共有を図るための工夫を講じた上で移譲する。

- ・病院の開設の許可（7条1項）
- ・病床数等の変更の許可（7条2項）
- ・病院の休止届出の受理（8条の2第2項）
- ・病院の廃止届出の受理（9条1項）
- ・病院の開設者の死亡届出の受理（9条2項）
- ・病院の開設者の管理免除の許可（12条1項）
- ・病院の管理者の兼任の許可（12条2項）
- ・病院の使用制限命令等（24条1項）
- ・病院の開設の許可の取消し等（29条1項及び2項）

（3）毒物及び劇物取締法（昭25法303）

特定毒物研究者の許可に係る事務・権限については、必要な専門的知識、技術等の習得に向けた都道府県と指定都市との連携体制の確保、指定都市の受入体制の整備等についての調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

（4）社会福祉法（昭26法45）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・社会福祉法人（主たる事務所が指定都市の区域内にあり、従たる事務所が都道府県の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の定款認可（31条1項）
- ・社会福祉法人の仮理事の選任（39条の3）
- ・社会福祉法人の特別代理人の選任（39条の4）
- ・社会福祉法人の監査に不整の点がある場合であって、評議会のないときの報告（40条1項3号）
- ・社会福祉法人の定款変更の申請、認可及び届出の受理（43条1項及び3項）
- ・社会福祉法人の解散の認可及び届出の受理（46条2項及び3項）
- ・社会福祉法人の清算人の届出の受理（46条の7）
- ・社会福祉法人の清算終了の届出の受理（47条の3）

- ・社会福祉法人の合併の認可（49条2項）
- ・社会福祉法人に対する措置命令、業務停止命令、役員解職勧告及び解散命令等（56条2項から5項）
- ・社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止（57条）
- ・社会福祉法人の事業概要の届出の受理（59条1項）

（5）売春防止法（昭31法118）

婦人相談所（34条1項）については、指定都市も設置できるよう見直す。上記施設を設置した場合には、以下に掲げる事務を移譲する。

- ・婦人相談員の委嘱（35条1項）

（6）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭39法134）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・特別児童扶養手当の受給の認定（5条1項）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する調査（36条）
- ・特別児童扶養手当の受給の認定に関する資料の提供等（37条）

（7）職業能力開発促進法（昭44法64）

職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（16条2項）については、指定都市も設置できるよう見直す。上記施設を設置した場合には、以下に掲げる事務を指定都市が実施できるよう見直す。

- ・公共職業能力開発施設以外の施設による職業訓練の実施（15条の6第3項）

（8）介護保険法（平9法123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。ただし、介護サービス情報の公表（115条の35以下）については、利用者や事業者の利便性の確保等のため、指定都市と都道府県が調整を行った結果も十分に踏まえつつ、平成28年度以降に予定されている介護サービス情報公表システムの改修・整備を経た上で、指定都市に移譲する。

- ・介護サービス事業者（全ての事業所等が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者（全ての事業所が一の市町村の区域内にある指定地域密着型

サービス事業等のみを行う事業者を除く。)に限る。115条の33第1項、115条の33第3項及び115条の34第1項から4項について同じ。)の業務管理体制の整備に関する届出、変更届及び区分変更届の受理(115条の32第2項から4項)

- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令、質問及び立入検査(115条の33第1項)
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告命令等の実施要請(115条の33第3項)
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、公表及び命令・公示(115条の34第1項から4項)
- ・介護サービス情報の報告(115条の35第1項)
- ・介護サービス情報の公表(115条の35第2項)
- ・介護サービス情報の報告に係る調査(115条の35第3項)
- ・介護サービス情報の報告に係る是正命令等(115条の35第4項)
- ・介護サービス事業者に対する指定等の取消し等(115条の35第6項)
- ・指定調査機関への調査事務委託(115条の36第1項)
- ・指定調査機関の指定(115条の36第2項)
- ・指定調査機関に対する立入検査等(115条の40第1項)
- ・指定調査機関の業務の休廃止の許可(115条の41)
- ・指定情報公表センターへの情報公表事務委託(115条の42第1項)
- ・指定情報公表センターの指定(115条の42第2項)
- ・指定情報公表センターに対する立入検査等(115条の42第3項において準用する115条の40第1項)
- ・指定情報公表センターの業務の休廃止の許可(115条の42第3項において準用する115条の41)
- ・介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の公表の推進に係る配慮義務(115条の44)

(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市と都道府県の間での情報の共有が図られるよう検討した上で、指定都市に移譲する。

- ・結核に係る定期の健康診断の実施の指示(53条の2第3項)

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・指定事業者等（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51 条の 2 第 2 項 1 号及び 3 項から 5 項）
- ・指定事業者等に対する報告等（51 条の 3 第 1 項から 4 項）
- ・指定事業者等に対する勧告、命令等（51 条の 4 第 1 項から 4 項）
- ・指定一般相談支援事業者（全ての事業所が一の指定都市の区域内にあるものに限る。以下同じ。）の業務管理体制の届出の受理等（51 条の 31 第 2 項 1 号及び 3 項から 5 項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する報告等（51 条の 32 第 1 項から 4 項）
- ・指定一般相談支援事業者に対する勧告、命令等（51 条の 33 第 1 項から 4 項）

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平 18 法 77）（文部科学省と共管）（再掲）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理（3 条 1 項、3 項、7 項及び 4 条 1 項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査（3 条 5 項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知（3 条 8 項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をした場合の公示（3 条 9 項）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の有効期間の設定（5 条）
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表（7 条）

- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保（8条）

※ 条項は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平24法66）」による改正後の条項。

以上の事項のうち、二以上の地方公共団体の区域にわたって活動する主体に対する監督等の事務・権限については、必要に応じ、関係する地方公共団体が連携する仕組みを整備するなどの措置を講ずる。

【農林水産省】

（1）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）及び食品表示法（平25法70）（消費者庁と共管）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・ 製造業者等に対する指示（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第1項及び2項、食品表示法6条1項）
- ・ 製造業者等に対する措置命令（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14第4項、食品表示法6条5項）
- ・ 表示に関する指示又は命令の内容の公表（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律19条の14の2、食品表示法7条）
- ・ 製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律20条3項、食品表示法8条2項）
- ・ 不適正表示に係る申出の受付及び調査（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律21条の2第1項及び2項、食品表示法12条1項及び3項）

※ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭25法175）」における飲食料品の品質表示基準に関する規定については、「食品表示法（平25法70）」（施行は平成27年6月までの政令で定める日）に移管されることとなっているため、同法の改正も必要となる（なお、食品表示法の施行後は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」について、名称が「農林物資の規格化等に関する法律」に変更となり、条項

番号が一部変更となる。)

(2) 農地法 (昭 27 法 229)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 (18 条 1 項、施行令 27 条)
- ・土地又は工作物に対する立入調査等 (農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可に係る事務・権限に限る。以下同じ。) (49 条 1 項)
- ・立入調査等に係る事前通知又は公示 (49 条 3 項)
- ・立入調査等に係る損失補償 (49 条 5 項)
- ・土地の状況等に関する報告の徴収 (50 条)

(3) 農地法 (昭 27 法 229) 及び農業振興地域の整備に関する法律 (昭 44 法 58) (再掲)

農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

- ・農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律 (平 21 法 57) 附則第 19 条第 4 項に基づき、同法施行後 5 年 (平成 26 年) を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行う。
- ・農地転用許可に係る事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度及び農業振興地域制度に係る課題について意見交換を行うため、国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場を設ける。

【経済産業省】

(1) 火薬類取締法 (昭 25 法 149)

火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実にを行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

(2) 採石法 (昭 25 法 291)

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・採石業者の採取計画の認可（33 条）
- ・採石業者の採取計画の変更の認可等（33 条の 5 第 1 項、 2 項及び 4 項）
- ・市町村長の意見の聴取等（33 条の 6）
- ・採石業者に対する認可採取計画の変更命令（33 条の 9）
- ・採石業者の岩石採取の休止及び廃止の届出の受理（33 条の 10）
- ・採石業者の認可の取消し等（33 条の 12）
- ・採石業者に対する緊急措置命令等（33 条の 13 第 1 項及び 2 項）
- ・市町村長の要請（33 条の 14）
- ・岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令（33 条の 17）
- ・聴聞の特例（34 条の 4）
- ・採石業者に対する指導及び助言（34 条の 6）
- ・採石業者に係る報告及び検査（42 条 1 項）

（3）高圧ガス保安法（昭 26 法 204）

高圧ガスの製造・貯蔵等に係る事務・権限については、災害発生時の対応等を踏まえた移譲の対象となる事務・権限の範囲、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。

（4）商工会議所法（昭 28 法 143）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。なお、定款変更の認可（46 条 2 項。ただし、25 条 1 号（目的）、2 号（名称）及び 4 号（地区）の事項に係るものを除く。）については、届出制に変更した上で、指定都市に移譲する。

- ・特定商工業者該当基準の許可（7 条 2 項）
- ・商工業者法定台帳の作成期間の延長、同延長の通知（10 条 2 項及び 3 項）
- ・特定商工業者に対する負担金賦課の許可（12 条 1 項）
- ・商工会議所の定款変更の認可（46 条 2 項）
- ・商工会議所の事業状況等の報告の受理（57 条）
- ・商工会議所に対する報告徴収及び検査（58 条 1 項）
- ・商工会議所に対する警告等（59 条 1 項及び 4 項（同条 1 項 2 号に係るものを除く。））

(5) 工業用水法（昭31法146）（環境省と共管）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・工業用水の採取の許可（3条1項）
- ・工業用水の採取の許可の申請の受理（4条1項）
- ・工業用水採取井戸の変更の許可（7条1項）
- ・工業用水採取者の氏名等の変更の届出の受理（9条）
- ・工業用水採取許可の承継の届出の受理（10条3項）
- ・許可井戸の廃止の届出の受理（11条）
- ・工業用水採取の許可の取消し（13条）
- ・工業用水採取許可者に対する緊急措置（14条）
- ・土地の立入許可（22条1項）
- ・土地の立入の事前通知（22条2項）
- ・土地の立入による損失補償（22条6項）
- ・工業用水採取許可井戸の状況報告の徴収（24条）
- ・工業用水採取許可井戸への立入検査許可（25条1項）
- ・聴聞の特例（26条1項）

(6) 砂利採取法（昭43法74）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・砂利採取業者の採取計画の認可（16条）
- ・砂利採取業者の採取計画の変更の認可等（20条1項から3項）
- ・砂利採取業者に対する認可採取計画の変更命令（22条）
- ・砂利採取業者に対する緊急措置命令等（23条1項及び2項）
- ・砂利採取業者の砂利採取の廃止の届出の受理（24条）
- ・砂利採取業者の認可の取消し等（26条）
- ・砂利採取業者からの報告の徴収（33条）
- ・砂利採取業者に対する立入検査等（34条2項）
- ・都道府県知事への通報等（36条1項から3項）
- ・市町村長の要請（37条1項及び2項）
- ・聴聞の特例（38条1項）

(7) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平5法51）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・商工会等の基盤施設計画の認定（5条1項）
- ・商工会等の基盤施設計画の変更等（6条1項及び2項）
- ・商工会等の連携計画の認定（18条1項）
- ・商工会等の連携計画の変更等（19条1項及び2項）
- ・商工会等からの基盤施設計画又は連携計画の報告（22条1項）

【国土交通省】

(1) 公有水面埋立法（大10法57）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・公有水面の埋立の免許（2条1項及び2項）
- ・公有水面の埋立の免許の出願があった場合の出願事項の縦覧等（3条1項から3項）
- ・埋立免許を受けた者の水面権利者に対する補償等に係る裁定（6条3項）
- ・水面の利用施設に係る補償等の命令（10条）
- ・埋立免許の告示（11条）
- ・免許料の徴収（12条1項）
- ・工事の着手及び竣功の時期の指定（13条）
- ・出願事項の変更の許可（13条の2第1項）
- ・埋立免許を受けた者の他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可（14条1項）
- ・埋立の権利の譲渡の許可（16条1項）
- ・埋立の権利の承継の届出の受理（20条）
- ・埋立工事の竣功認可等（22条1項及び2項）
- ・竣功認可前の埋立地の使用の許可等（23条）
- ・埋立地に関する権利の移転又は設定の許可等（27条1項及び3項）
- ・埋立地の用途変更の許可等（29条1項及び3項）
- ・埋立地に関する権利取得者に対する災害防止措置の命令（30条）
- ・工事施行区域内にある物件の除却命令（31条）

- ・竣功認可前の違反行為等に対する監督処分等（32条）
- ・竣功認可後の違反行為等に対する是正等の命令等（33条）
- ・失効した埋立免許の効力の復活等（34条）
- ・免許失効の場合の原状回復義務の免除等（35条）
- ・無免許の埋立工事に対する監督処分等（36条において準用する32条1項及び35条）
- ・鑑定費用の徴収（37条）
- ・免許料及び鑑定費用の強制徴収（38条）
- ・国が行う埋立に係る承認等（42条）
- ・国が埋立てた土地の地方公共団体への帰属（43条）
- ・国土交通大臣への認可申請（47条1項）

（2）都市計画法（昭43法100）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等（一の指定都市の区域内の都市計画区域に係るものに限る。）（15条1項1号）

（3）国土利用計画法（昭49法92）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・規制区域の指定（12条1項）
- ・規制区域の指定の公告（12条3項）
- ・規制区域の指定に係る国土交通大臣への報告等（12条5項）
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会への確認（12条6項）
- ・規制区域の指定に係る土地利用審査会からの通知の受理（12条7項）
- ・規制区域の指定に係る公告等（12条8項）
- ・規制区域の指定に係る地価の動向等の調査（12条10項）
- ・規制区域の再指定（12条11項）
- ・規制区域の解除（12条12項）
- ・規制区域の解除に係る土地利用審査会への確認（12条13項）
- ・規制区域の解除に係る国土交通大臣への報告等（12条14項において準用する12条5項）
- ・規制区域の減少に係る公告、確認及び報告等（12条15項において準用する

12条12項から14項)

- ・国土交通大臣の指示による規制区域の指定等（13条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可（14条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可申請の受理（15条1項）
- ・宅地の造成等のための費用の認定等（16条1項1号）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可に係る土地利用審査会への意見聴取（16条2項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の許可又は不許可の処分（17条1項）
- ・土地に関する権利の移転等に係る国等との協議（18条）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り請求の受理（19条1項）
- ・規制区域に所在する土地に関する権利の移転等の不許可の処分に係る土地に関する権利の買取り（19条2項）
- ・規制区域の指定に係る適正かつ合理的な土地利用の確保（22条）

（4）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・個人施行者による防災街区整備事業の施行の認可（122条1項）
- ・防災街区整備事業組合の設立及び事業計画の認可（136条1項から3項）
- ・事業会社による防災街区整備事業の施行の認可（165条1項）
- ・個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社による防災街区整備事業の権利変換計画の認可（204条1項）
- ・個人施行者、防災街区整備事業組合又は事業会社に対する措置命令（268条3項）
- ・個人施行者に対する監督（269条）
- ・防災街区整備事業組合に対する監督（270条）
- ・事業会社に対する監督（271条）

4 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

移譲に伴う財源措置については、地方公共団体において、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。

5 一括法案等の提出

上記2及び3の事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成26年通常国会に提出することを基本とする。